香川県公安委員会公告第　１００　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 11 月 12 日

香川県公安委員会委員長

日時	令和　８年　１２月　３日　　午前　　９時００分	
場所	高松市郷東町５８７番地１３８ 香川県警察本部交通部運転免許課意見の聴取室	
番号	被　意　見　の　聴　取　者	
	氏名又は名称	住　所　又　は　居　所
	対象者には別途通知済み	